

## 第3期松戸市子ども総合計画（松戸市こども計画）の策定について

令和6年2月1日 子ども部 子ども政策課

### 1 第3期松戸市子ども総合計画（松戸市こども計画）の策定方針

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画をはじめとする関連計画を一元化して策定

- 「第2期松戸市子ども総合計画」の計画期間が令和6年度で終了することに伴い、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期松戸市子ども総合計画」の策定を行う。
- また、第3期計画は、「こども基本法（令和5年4月1日施行）」（第10条⇒参考2）の趣旨を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、第2期計画と同様、「子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする関連計画を一元化し、「市町村こども計画」として策定を行う（⇒参考1）。

#### (2) 新たに子どもの貧困対策計画を包含

- なお、国の「少子化社会対策推進大綱」、「子供若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱が「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」として一元化されたことから、第3期計画では、「子どもの貧困対策計画」も含めて策定を行う。

#### (3) こども大綱をはじめとする国の方針・指針等を考慮

- 第3期計画の策定に当たっては、前述の「こども基本法」や「こども大綱」のほか、令和5年12月22日閣議決定された、「こども未来戦略」、「こどもの居場所づくりに関する指針」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」等も踏まえて進める。

#### 参考1：松戸市子ども総合計画の体系

##### 第3期松戸市子ども総合計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）

- こども計画（こども基本法第10条に規定）
- 子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定）

##### 第2期松戸市子ども総合計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）

- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）
- 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定）
- 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条に規定）
- 母子家庭等及び寡婦自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定）
- 母子保健計画（母子保健計画策定指針に規定）

## 参考2：こども基本法（抄）

（こども施策に関する大綱）

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- (1) 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- (2) 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

（都道府県こども計画等）

第10条

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 2 令和5年度の主な事業

### (1) 市民アンケート調査

（⇒集計結果の速報については、[資料4](#)を参照）

#### ① 調査の目的

- 本市の子ども・子育て世帯の生活実態や動向、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズや課題、子育てや教育に関する保護者の意識、子ども自身の成長に伴う意識の変化、生活の困窮が子どもの意識等に与える影響等を把握・分析し、第3期計画策定のための基礎資料とする。

## ② 調査対象者及び調査数

調査対象者	調査数
A) 就学前児童の保護者	3, 000
B) 小学5年生及びその保護者	全数
C) 中学2年生及びその保護者	全数
D) 高校2年生	1, 000
E) 一般市民（18～24歳）	1, 000
F) 市外に転出した就学前児童の保護者	500

## ③ 調査方法

- A)、D)、F) は、郵送にて調査票を配布・回収（回答はインターネットでも可）
- E)は、インターネット回答フォームへリンクするQRコードを付したはがきを郵送
- B)、C) は、小中学校を通じて、インターネット回答フォームへリンクするQRコードを付したアンケートの依頼文を配布

## ④ 調査期間

- 令和5年10月～11月

## ⑤ 主な調査項目

## ア) 就学前児童・小学生・中学生保護者

- … 近年の社会動向を踏まえ、新たに働き方改革や少子化対策に関する設問を拡充
- 子育て環境に関する満足度
  - 今回調査では、「不満」の回答者に対し、不満の要因が、市の子ども・子育て支援にあるのか、それとも住環境や治安、まちのイメージ等にあるのかについても把握
- 子ども・子育て支援事業等の認知度・利用状況・利用希望・評価
  - 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」を推計するにあたり、教育・保育施設を中心に、各事業の需給ギャップや将来的（潜在的）ニーズを把握
- 就労状況
  - 就労の有無や就労形態等だけでなく、就労しない（できない）理由や、仕事を辞めた理由等についても可能な範囲で把握
- 育児休業の取得状況
  - 特に男性の取得状況に着目し、育児休業制度の普及・定着状況を把握

- 柔軟な働き方を可能にする制度の利用状況等
  - 短時間勤務、テレワーク、フレックスタイム等の利用状況・利用希望を把握するとともに、こうした柔軟な働き方が、仕事と子育ての両立に寄与しているかを把握
  - 設問は、「令和2年度 仕事と育児等の両立支援に関するアンケート調査」（厚生労働省）を参考に設計
- 少子化社会に関する意識
  - 希望する子どもの数を把握し、現実と乖離がある場合は、その要因についても把握
  - 設問は、「令和2年度 少子化社会に関する国際意識調査」（内閣府）を参考に設計

#### イ) 小学生・中学生・高校生 … 子どもの貧困対策的視点の設問を大幅に拡充

- 生活困窮度と、自己肯定感、学力、体験・経験、生活習慣との関係
  - 貧困が子どもに悪影響を及ぼすとされる項目を網羅的に把握
  - 設問は、「令和3年 子供の生活状況調査」（内閣府）、「令和元年度 青少年の体験活動等に関する意識調査」（国立青少年教育振興機構）を参考に設計し、国の調査結果とも比較

#### ウ) 一般市民（18～24歳）

- … 前回の調査では、対象を「18歳以上」としたが、今回の調査では、若者を取り巻く現状と課題を把握するため、「18歳～24歳」に変更し、それに伴い設問を全面的に見直した。
- 人生観・幸福感、社会との関わり・孤立、ニート・引きこもりの状況、各種支援制度の利用状況等を把握
  - 設問は、主に「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」（内閣府）を参考に設計

#### エ) 市外（柏市・流山市）に転出した就学前児童保護者

- 転出の理由や、子どもを取り巻く環境（保育園、学校、小児医療、治安、街のイメージ等）について、本市の方がよかった点や転出先の方がよかった点等を把握

#### (2) まつど高校生“こどもまんなか”アイデア・イラストコンテストの開催

- 「第3期松戸市子ども総合計画」の策定を進めるに際し、子どもの意見表明の機会を充実させ、市の政策に興味を持ってもらうことを目的に、子どもや子育てに関する取組等についてコンテストを開催した（⇒開催結果については、資料3を参照）。

### (3) 第3期松戸市子ども総合計画骨子案の作成

- 前述の市民アンケート調査やコンテストの結果等を踏まえ、第3期計画の基本理念、基本目標、施策の体系、基本・重点施策等の検討を行い、骨子案を作成する予定

## 3 令和6年度の主な事業（予定）

### (1) 子ども・子育て支援団体へのヒアリング調査

- 子どもや家庭が抱える課題やニーズを支援者側の視点から捉えるため、民間の子ども・子育て支援団体にヒアリング調査を実施する。

### (2) 現状分析・課題の抽出・対策の検討

- ①や令和5年度に実施した市民アンケート調査、まつど高校生“こどもまんなか”アイデア・イラストコンテストの結果等を踏まえて、課題の抽出及びその対応策の検討・整理を行い、本市の子ども・子育て支援に関する基本理念、基本目標、施策の体系、重点施策、評価指標（KPI等）等の検討を行う。

### (3) 将来人口推計

- 直近の人口動向に基づき、コーホート要因法による将来人口の推計を行う。
- 推計は年齢別及び保健福祉センター管区別（松戸・小金・常盤平）に実施

### (4) 子ども・子育て支援事業計画の策定に係る量の見込みの算出（需要予測）等

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、②の結果や各事業の過年度実績、令和5年度に実施した市民アンケート調査の結果等を踏まえて、各事業の「量の見込み（将来需要）」の推計を行い、その結果に応じて「確保方策（供給計画）」の検討を行う。

### (5) 第3期松戸市子ども総合計画（松戸市こども計画）の作成

- 第2期計画と同様に、本編と概要版を作成するが、子ども基本法の基本理念等を踏まえ、本編は主に保護者向け、概要版は「こども版」として、子ども向けに発信することを想定して作成する（⇒参考3）。
- 「子ども基本法」では、こども施策の策定や実施等にあたり、子どもや保護者等の意見を聞くことや、計画等を広く社会に発信することが求められているが、市の施策や取組をある程度知ってもらってからでないと、意見も出しづらいことが懸念されるため、説明に漫画やイラストを用いるなど、子どもや保護者の周知・理解を促す工夫を講じることで、市の施策等に対して、多様な意見を引き出す。
- なお、「こども版」の企画・編集に当たっては、漫画家の起用や、子ども・保護者向けの雑誌・書籍等を多く手掛けている出版社との業務連携も模索

参考3：「こども版」のイメージ



(出典：宮崎県総合計画)



(出典：京都府総合計画)

(6) こどもの意見聴取手法の調査研究

- ・ P D C A サイクルを円滑に回していく上で、今後も子どもからの意見聴取を効果的に行うにあたり、費用対効果、持続性も考慮した上で、本市にとって最適な手法について検討を行う。

4 今後の予定

時期	内容
～令和6年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民アンケート調査報告書の作成</li> <li>・ 第3期松戸市子ども総合計画骨子案の作成</li> </ul>
令和6年春～夏頃	<p><b>子ども・子育て会議①</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民アンケート調査の結果について（小中学生及びその保護者、高校生、若者）</li> <li>・ 第3期松戸市子ども総合計画骨子案について</li> </ul>
令和6年秋頃	<p><b>子ども・子育て会議②</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期松戸市子ども総合計画の素案について</li> </ul>
令和7年1月	<p><b>パブリックコメント（意見募集）</b></p>
令和7年2月頃	<p><b>子ども・子育て会議③</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメント（意見募集）手続きの実施結果について</li> </ul>
令和7年3月末	<p><b>第3期松戸市子ども総合計画（子ども計画）公表</b></p>